

倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付に係る実施要領

昭和63年7月1日

最終改正 令和7年5月15日

1 趣旨

この要領は、倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、運用上の細目を定めるものとする。

2 補助対象となる浄化槽及びくみ取便槽について（第2条関係）

- (1) 要綱第2条第1項第1号ただし書きでいう「「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について」が適用される合併処理浄化槽」とは、10人槽以下のものであって、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されたものとする。
- (2) 既存の単独処理浄化槽の有無は、法定検査結果書の写し、浄化槽台帳又は建物の売買契約に係る重要事項説明書等を用いて判断することとする。
- (3) 既存のくみ取便槽の有無は、くみ取料金請求書、くみ取便槽の存在が確認できる写真（便槽、臭突）等を用いて判断することとする。

3 補助対象地域について（第3条関係）

- (1) 対象地域に変更が生じた場合は、その施行日と補助金交付申請書の提出日を以て対象となるか否かを判断するものとする。
- (2) 要綱第3条第1項第1号でいう「下水道事業計画区域」については、区域変更（予定を含む）の都度、速やかに対応するものとする。
- (3) 要綱第3条第1項第2号でいう「当分の間」とは、その期間を原則7年以上とし、「下水道整備が当分の間見込まれない区域の設定（方針決裁）」によるものとする。なお、下水道の整備が当分の間見込まれない区域であっても、生活排水対策重点地域としての指定がない真備・船穂地区にあっては、補助対象とはならないこと、また、当該区域は私道への下水道整備の同意が得られず下水道整備が見込まれない区域とは扱いが異なることに留意する。
- (4) 要綱第3条第2項第1号でいう「農業集落排水処理施設による処理区域」とは、倉敷市農業集落排水処理施設条例（平成11年倉敷市条例第2号）第2条第2号に規定する処理施設により、現に処理を行っている区域とする。
- (5) 要綱第3条第2項第2号でいう「終末処理施設を設置している21区画以上の住宅団地」とは、終末処理施設により汚水処理することとした範囲とする。ただし、終末処理施設の浄化槽管理者（自治会等）においても、その範囲が明らかとならないものについては、この限りでない。

4 補助対象者について（第4条関係）

- (1) 要綱第4条第2項第4号でいう「既存の合併処理浄化槽」については、浄化槽台帳により判断するものとする。
- (2) 要綱第4条第2項第4号でいう「既存の合併処理浄化槽を廃して新たに合併処理浄化槽を設置する者」及び同項第5号でいう「合併処理浄化槽を設置した専用住宅に居住している者」とは、居住者全てを対象に含むものとする。
- (3) 要綱第4条第2項第5号でいう「賃貸を目的とする専用住宅」とは、アパート、マンション、戸建住宅等の形態を問わず、賃料を取って貸す住宅を指す。ただし、賃料を取っていても、条件により賃

貸と認められない場合があることに留意する。

(4) 要綱第4条第2項第5号でいう「合併処理浄化槽を設置した専用住宅に居住している者」には、分家をしようとする者を含む。

(5) 要綱第4条第2項第7号でいう「市長が別に定める者」とは、別表1の欄中「×」に該当する者とする。

5 補助額について（第5条関係）

(1) 要綱第5条第2項及び第3項でいう、単独処理浄化槽又はくみ取便槽からの転換に伴う加算補助は別表2によるものとする。

(2) 要綱第5条第4項でいう「専用住宅の建替え」とは専用住宅の増築及び改築を含むものとし、補助の対象とならないものとする。ただし、単独処理浄化槽又はくみ取便槽からの転換に伴い、水回りにおける小規模な改築（概ね10m²未満のものをいう。）のみを実施する場合は改築とはみなさず、補助の対象とする。

6 交付申請について（第6条関係）

(1) 要綱第6条2号でいう「排水経路図」は、浄化槽の位置及び建物との離隔、機種名並びに浄化槽へ流入するまでの経路及び浄化槽から放流先までの経路を明示したものとする。また、宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合は、再利用する既存ます及び配管と新設するます及び配管を明示すること。（別図1参照）

(2) 要綱第6条4号でいう「その他市長が必要と認める書類」は、次に掲げるものとする。

ア 浄化槽設置票の写し

イ 建築物の付近見取図

ウ 建築物の平面図（処理対象人員の算定の基となる面積を明示したものに限る）。

エ 全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽を設置する場合は、登録証の写し

オ 全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽を設置する場合は、登録浄化槽管理票C票

カ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会で実施する浄化槽機能保証制度の対象となる場合は、市町村用の保証登録証

キ 11人槽以上の浄化槽を設置する場合は、浄化槽法第13条第1項若しくは第2項又は第16条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであることを証する書類

ク 事業費見積書（所定の様式による）

ケ 市税の滞納がないことを証する書類（申請者本人の納税証明書の写し）

コ 浄化槽工事の適正な施工の確保に関する覚書の写し

サ 市販の浄化槽用プレキャスト基礎底板を使用する場合には、その構造を明らかにする書類

シ 別表3の左欄（申請区分）及び中欄（現住居地の状況）に対応する同表右欄に掲げる書類

ス 別表4の左欄（申請区分）及び中欄（設置先の状況）に対応する同表右欄に掲げる書類（現住居地と設置先が異なる場合に限る）

セ 宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合は、工事前の建築物の平面図

ソ 宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合は、工事前の排水経路図（撤去するます及び配管を明示したもの）

タ 同一敷地内に既存の単独処理浄化槽又はくみ取便槽があり、それを撤去しない場合はその理由を記した書類

- チ 浄化槽使用予定者名簿（所定の様式による）
- ツ 浄化槽に作用する建築物基礎荷重の検討書（建物基礎資料）
- テ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7 補助金の交付の決定（第7条関係）

要綱第7条第2項の規定に反して補助事業に着手した者は、要綱第13条第1項第1号に規定される不正な手段に該当するものとし、補助の対象とならないものとする。

8 申請内容の変更（第8条関係）

要綱第8条でいう「補助事業の内容」とは、補助金交付申請書に記載された事項のすべてを指す。これを変更しようとするときは、事前に変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。これを怠った場合、又は承認前に変更箇所に着手した場合は、要綱第13条第1項第1号に規定される不正な手段に該当するものとし、補助の対象とならないものとする。

要綱第8条の規定による変更承認申請には、第6条に掲げた書類のうち、変更する内容を含む書類を添付することとする。

9 補助事業への指示（第9条関係）

要綱第9条第2項でいう「補助事業の遂行が困難となったとき」とは、補助事業の工事着手後、申請内容と相違が生じることが明らかとなった場合とし、その報告には以下の書類を添付するものとする。

- ア 報告書（所定の様式による）
- イ アの状況を示す図面及び写真等
- ウ その他市長が必要と認める書類

10 実績報告について（第10条関係）

要綱第10条第3号でいう「その他市長が必要と認める書類」は、次に掲げるものとする。

(1) 浄化槽設備士が実地に監督、又は自ら工事を行っていることを示す次に掲げる状況の工事写真

- ア 着工前（交付決定通知書の番号と浄化槽設備士の名を黒板に記入）
- イ 床掘り
- ウ 基礎砕石
- エ 基礎コンクリート
- オ 据付工事（据付状況（浄化槽の名称）、水張り、水平保持、突き固め作業、埋設完了）
- カ 配筋
- キ スラブ打
- ク 排水経路（流入経路の起点から終点放流先までの、ますの位置及び種類が判別できるもの）
- ケ かさ上げ
- コ 完成

(2) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に係る加算補助を受ける場合には、次に掲げる状況の工事写真

- ア 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去前（交付決定通知書の番号を黒板に記入）
- イ 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去中
- ウ 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去後

(3) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去に係る加算補助を受ける場合には、撤去した単独処理浄化槽又はくみ取便槽の産業廃棄物管理票（E）の写し

(4) 宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合には、次に掲げる状況の工事写真（補助対象とする配管工事全て（屋内の配管を含む）を撮影すること）

ア 宅内配管の着工前（交付決定通知書の番号を黒板に記入）

イ ます及び配管据え付け状況（既設を含む全てのますに番号を付し、工事個所を明示すること）

ウ 完成

(5) 排水経路図（最終の浄化槽の位置、機種名並びに浄化槽へ流入するまでの経路及び浄化槽から放流先までの経路を明示したものに限り）。宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合には、既設を含む全てのますに番号を付し、工事写真と対応させること。

(6) 浄化槽設置チェックリスト（浄化槽設備士自らが検査し、記入したものに限る）

(7) 補助事業の施工に係る領収書又は請求書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

1 1 所有者又は使用者の責務について（第15条関係）

要綱第15条第2項でいう「設置完了」とは完了検査日を指し、「1年以内に使用を開始」とはその日から起算して1年以内に浄化槽の使用を開始することを指す。使用の開始は浄化槽使用開始報告書により確認するものとする。ただし、使用開始の確認が取れない場合には、所有者又は使用者に連絡をし、同項でいう「やむを得ない場合」に該当するかどうか確認することとする。

1 2 申請者の押印について

要綱及び本要領に基づき提出される書類（支払請求書、契約書、証明書及びこれらに準じるものを除く。）は、自署や身分証の提示によって申請者本人の意思を確認できる場合には申請者の押印を省略できるものとする。

附 則

この要領は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成8年8月23日から施行する。

2 改正後の倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付に係る実施要領については、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年7月13日から施行する。

2 改正後の倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付に係る実施要領については、平成18年4月1日から適

用する。

附 則

1 この要領は、平成19年6月14日から施行する。

2 改正後の倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付に係る実施要領については、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に補助金交付申請書の提出があったものについて適用し、同日前に補助金交付申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

申請者の現住居地 設置先の現況	市内在住・市外在住						申請区分
	下水道接続 家屋 ¹⁾	単独処理 浄化槽家屋	くみ取 便槽家屋	合併処理浄化槽家屋		被災家屋 ⁴⁾	
				集合住宅等 ²⁾	戸建て住宅 ³⁾		
更地	○	○	○	○	×	○	新築
既存くみ取便槽家屋 ⁵⁾	○	○	○	○	×	○	くみ取
既存単独処理浄化槽家屋 ⁵⁾	○	○	○	○	×	○	単独 特定単独(少) ⁶⁾
既存合併処理浄化槽家屋 ⁵⁾	×	×	×	×	×	○	(被災)

1) 集落排水処理施設（要綱第3条第2項第1号に規定する農業集落排水処理施設及び同項第2号に規定する終末処理施設）への接続家屋に準用する。

2) 賃貸住宅又は集合住宅のこと。

3) 戸建て住宅のうち2)以外のもの。

4) 被災により転居している場合は「被災時の住居地」とする。また、現住居地が被災家屋の場合、設置場所の現況に関わらず申請区分は「被災」とする。

5) 中古住宅を取得した後に、補助申請する場合を含む。

6) 少人数高齢(65歳以上の者のみかつ2名以下で構成される)世帯の特定既存単独処理浄化槽のこと。

別表2（第5条関係）

既存単独処理浄化槽家屋又は既存くみ取便槽家屋における 工事の区分		加算補助の対象 ⁵⁾	加算補助限度額 ¹⁾
家屋の工事内容	単独処理浄化槽 またはくみ取便槽		
①家屋の建替え ②増築 ③改築（概ね10m ² 以上）	撤去する	単独処理浄化槽撤去費	120,000 円 ²⁾
		くみ取便槽撤去費	90,000 円 ²⁾
		宅内配管工事費	(対象外)
	撤去しない ⁴⁾	単独処理浄化槽撤去費	(対象外)
		くみ取便槽撤去費	(対象外)
		宅内配管工事費	(対象外)
④単独処理浄化槽又はくみ取便槽の 転換に伴う水回りの小規模な改築 のみ（概ね10m ² 未満） ⑤家屋の工事なし	撤去する	単独処理浄化槽撤去費	120,000 円 ³⁾
		くみ取便槽撤去費	90,000 円 ³⁾
		宅内配管工事費	300,000 円 ³⁾
	撤去しない ⁴⁾	単独処理浄化槽撤去費	(対象外)
		くみ取便槽撤去費	(対象外)
		宅内配管工事費	300,000 円
⑥既存単独処理浄化槽又は既存くみ 取便槽の家屋が撤去された後の土 地への新築	(撤去済)	単独処理浄化槽撤去費	(対象外)
		くみ取便槽撤去費	(対象外)
		宅内配管工事費	(対象外)

1) 合併処理浄化槽の設置補助金に加算される金額（限度額）

2) 単独処理浄化槽撤去費又はくみ取便槽撤去費のどちらかに限度額が適用される

3) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽撤去費のどちらかと宅内配管工事費のそれぞれに限度額が適用される

4) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去しない場合は、理由を記した書類が必要（第6条第2項タを参照）

5) いずれも交付決定前に着工した場合、加算補助は対象外（要綱第7条参照）

別表 3（第6条関係）

申請区分	現住居地の状況		添付書類
新築 くみ取 単独	市内在住・	下水道接続家屋	下水道接続家屋が確認できる書類の写し（水道検針票又は料金票等）
		くみ取便槽家屋	くみ取便槽家屋が確認できる書類の写し（くみ取料金請求書等）
	市外在住	単独処理浄化槽家屋	浄化槽法第11条検査結果通知書の写し等
		集合住宅等	居住の状況を証する書類（賃貸借契約書の写し等）
	市外在住		住民票の写し
特定単独(少)	市内在住かつ特定既存単独処理浄化槽家屋		浄化槽法第11条検査結果通知書の写し、浄化槽法第10条保守点検記録票の写し、浄化槽法第10条清掃が確認できる書類の写し(清掃料金領収書等)（前年度分） 65歳以上で2名以下の高齢者世帯が確認できる世帯員全員の住民票の写し 世帯員(使用者)の月収が158,000円以下であることが確認できる書類（所得証明書、給与支給証明書(現在給与所得のある方)、収支計算書(現在事業所得のある方)、確定申告書の写し、年金振込通知書の写し(年金所得のある方)等)
被災	市内在住・市外在住		り災証明書の写し、市外在住者は住民票の写し

別表 4（第6条関係）

申請区分	設置先の状況	添付書類
くみ取	くみ取便槽家屋	くみ取便槽家屋が確認できる書類の写し（くみ取料金請求書等） （添付できない場合は、その理由を示した書類と汲み取便槽の存在が確認できる写真 ¹⁾ ）
単独	単独処理浄化槽家屋	単独処理浄化槽の存在を証する書類の写し ²⁾

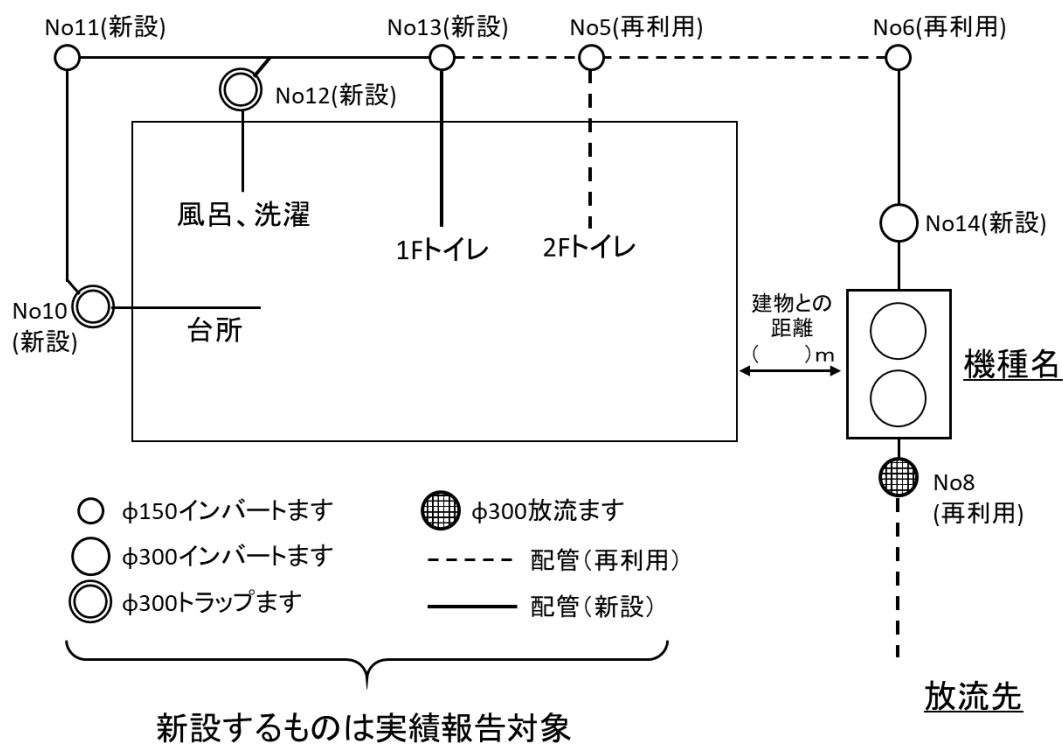
1) 申請対象の家屋を撮影した写真であることを判別できるものを添付すること（家屋全体の写真等）。

2) 浄化槽法第11条検査結果通知書、建物の売買契約に係る重要事項説明書等が考えられる。

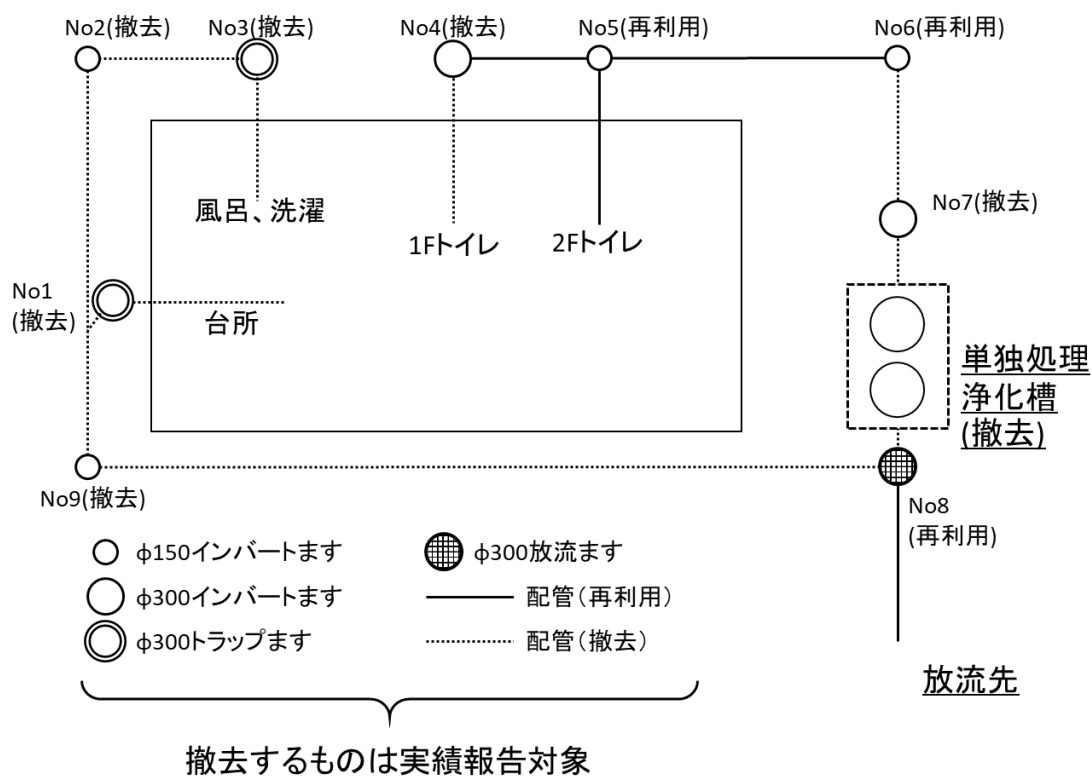
別図1（第6条関係）

宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合の排水経路図（例）

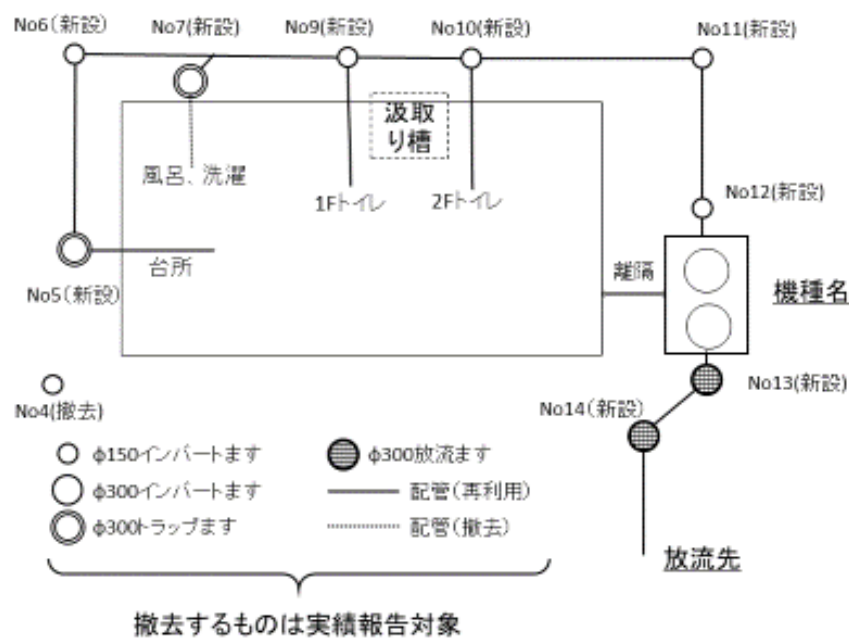
ア 工事計画図面



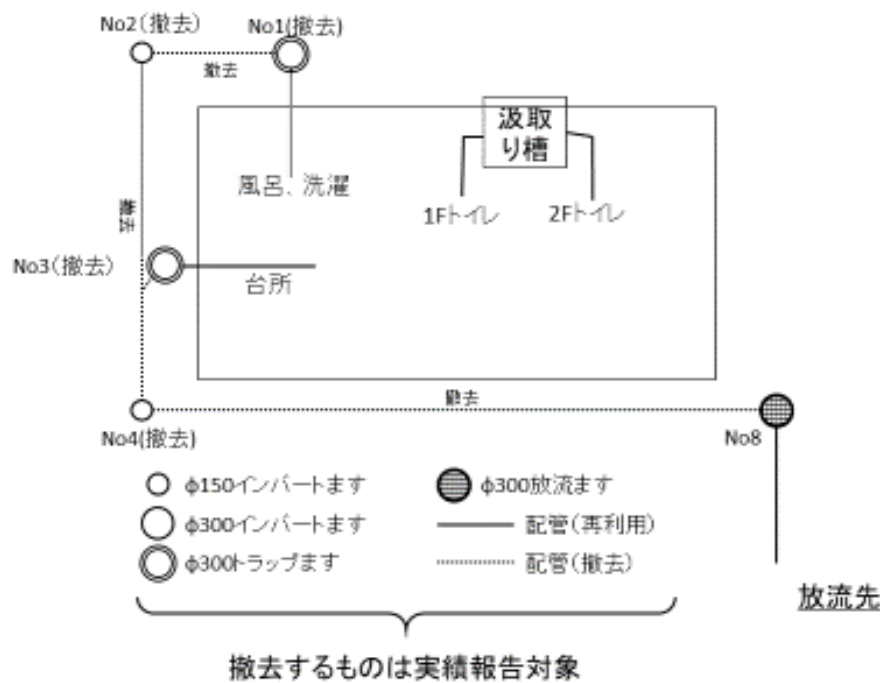
イ 工事前図面



別図2（第6条関係）



新設排水経路図（汲取り槽）



既存排水経路図（汲取り槽）